

### 3. 行成網から角網へ

ゆきなりあみ かくあみ  
明治26年(1893)、佐賀家漁場では初めてニシン角網の使  
ねが とう きよか  
用願いを出し、3月23日に1統が許可されました。

めいじ とう めいじ とう  
明治31年(1898)には4統、明治36年(1903)には7統と  
かくあみ ふ  
角網を増やしていきました。

めいじ めんきよ とう ゆきなりあみ  
明治35年(1902)には免許(※82)が10統で、全て行成網で  
じっさい かくあみへんこうねが つど  
となっていますが、実際には角網変更願いがその都度出  
きよか  
され、許可されています。

めんきよ めいじ  
免許期間が20年間であることから、明治35年(1902)の  
めんきよ けいぞく  
免許は、ほとんど大正6年(1917)まで継続したものと考え  
ることができます。

#### ※82 免許

いっぽんてき きんし せいげん こうい とくてい ゆる  
一般的に禁止・制限されている行為を特定の人に対して許すこと。

大正6年(1917)には免許が9統で、1統が行成網、残りは  
かくあみ  
角網になっています。

新漁業法の施行により、漁業から離れていった業者も  
いましたが、佐賀家では2統のニシン定置網の申請を行  
い、漁業権を確保し、ニシン定置網漁業を続けました。

この免許は、昭和33年(1958)にニシン漁が終了するま  
で佐賀家の建網となるのです。

佐賀家漁場でも角網が  
使用されたんだMO～!

